公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

PD公認競技会 競技規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本規則は、JDSF PD公認競技会競技規程(以下「PD競技規程」という。)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、JDSF PDが公認及び承認するPD公認競技会及びPD承認競技会(以下、PD公認競技会等という)に関する競技規程を定めることを目的とする。

第2章 PD公認競技及びPD承認競技

(PD公認競技会等の種類)

- 第3条 PD公認競技会等の種類は、以下のとおりとする。
 - 1 PD公認ランキングポイント競技会
 - 2 PD公認ブロックランキングポイント競技会
 - 3 PD承認競技会

(PD公認競技会等の詳細)

第4条 PD公認競技会等の詳細については、別途定める。

(競技会開催)

第5条 PD公認競技会等を開催する場合は、PD競技部の公認を得なければならない。

(公認競技種目)

- 第6条 PDが公認する競技の種目と競技順序は、次のとおりとする。
 - 1 スタンダード競技にあっては、ワルツ、タンゴ、ヴィエニーズワルツ、スローフォックストロット、およびクイックステップの5種目とする。
 - 2 ラテン競技にあっては、サンバ、チャチャチャ、ルンバ、パソドブレおよびジャイヴの5種目とする。
 - 3 スタンダード競技、ラテン競技共に、最終予選未満は、1種目減で実施することが出来る。

(公認及び承認の申請)

第7条 主催団体は、原則競技会開催日の3ヶ月前までに、所定の様式に必要な事項を記入した申請書を、PD 競技部に提出し、公認又は承認の認可を得なければならない。

(公認料)

第8条 公認料、承認料は、別途定める。

(曲の演奏時間とテンポ)

- 第9条 曲の演奏時間とテンポは、次のとおりとする。
 - 1 公認競技会の決勝戦では、曲の演奏時間を1分30秒以上とし、予選及び準決勝では、1分15秒以上と する。ただし、ヴィエニーズワルツとパソドブレ、ジャイヴは、1分以上とする。
 - 2 各種目のテンポは、原則として、ワルツ(28~30)、タンゴ(31~33)、ヴィエニーズワルツ(58~60)、スローフォックストロット(28~30)、クイックステップ(50~52)、

サンバ (50~52)、チャチャチャ (30~32)、ルンバ (25~27)、パソドブレ (60~62)、ジャイヴ (42~44) を参考とする。

(競技の採点方法)

- 第10条 競技の採点方法は、次のとおりとする。
 - 1 予選及び準決勝においては、原則として出場選手の少なくとも半数以上が、次のラウンドに進まなければ ならない。

ただし、同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合、その限りではない。

1) 7組~12組 の場合は、準決勝戦からの開始とする。

- 2) 6組以下 (競技成立を条件とする) の場合は、決勝戦からの開始とする。 フリーパスの準決勝戦を行うことも出来る。
- 2 予選で選ぶべき選手数(以下、「UP数」という)及びヒート数は、チェアパーソンがこれを決定する。 欠場によって出場組数がUP数以下となった場合は、出場組数をエントリー組数とみなしてUP数を定め ることができる。
- 3 決勝の選出組数は6組、準決勝は12組を原則とする。同点の場合は競技規則細則第1条により決定する。 但し、出場組数が6組に達しない場合を除き、決勝の組数は6組を下回ることはできない。 (詳細は第21条および競技規則細則による。)
- 4 決勝の採点方法は、順位法によるスケーティングシステムを用いるものとする。ただし、新審判基準の競技会での順位決定は新審判方式実施規程に従う。
- 5 WDSF公式競技会においてはWDSFルールにより行う。

(フロアの面積)

第11条 公認競技会におけるフロアの面積は、原則として25平方メートル/1組以上とする。

第3章 主催団体の義務

(PD公認競技会等の明示)

第12条 主催団体は、当該競技会がPD公認競技会等であることを発表し、主要な印刷物等には「PD公認」 の文字と「認可番号」を明記しなければならない。(例: P80601)

(賞状の交付)

第13条 主催団体は、決勝戦出場選手に対して、主催者名のある賞状または順位の証明書を交付しなければ ならない。

(採点表の発表)

第14条 主催団体は、競技終了後に出場選手全員の採点表を発表しなければならない。

(PD競技部への報告)

第15条 主催団体は、競技終了後1週間以内に、入賞選手名、出場組数及び審判員名等の主要事項を所定の 様式でPD競技部に報告しなければならない。

(出場申込の受付)

第16条 主催団体は、第6章(選手)に定めた事項に合致した選手からの出場申込は、受付けなければならない。

第4章 PD公認審判員

(審判員の資格)

第17条 PDが公認又は承認した競技会(PD公認競技会等)の審判員はPD公認審判員でなければならない。 また、海外から招聘する場合はWDSF PD公認審判員でなければならない。

ただし、JDSFが認めた場合はこの限りではない。

(審判員の数)

第18条 PD 公認競技会の審判員の数は、5名以上とする。ただし、JDSF が認めた場合はこの限りではない。

(審判料)

第19条 PD公認競技会における審判料は別に定める。(競技会主催者へのガイドライン 参照)

第5章 PD公認チェアパーソン

(PD公認チェアパーソン資格)

- 第20条 PDの公認競技会等はPD審判部が認めたPD公認チェアパーソンを用いなければならない。 (チェアパーソンの職務)
- 第21条 チェアパーソンは、競技規程に則り、公正且つ適切に行われるように、競技全般を統括する。 (次のラウンドに進める組数の決定)
- 第22条 チェアパーソンは、第9条 (競技の採点方法) に基づいて各ラウンドの終了毎に次のラウンドに進め

る組数を決定し、審判員に告げなければならない。

(同点が出た場合の決定戦)

- 第23条 準決勝及び決勝戦において、同点が出たときに決定戦を行う場合は、次のとおりとする。
 - 1 スタンダード、ラテン両部門とも、全種目、全審判員によることを原則とする。ただし、チェアパーソンの判断によって、第1番目の種目のみで行うことができる。
 - 2 曲の演奏時間は、1分以内とすることができる。
 - 3 採点は、順位法によるものとする。

第6章 選手

(出場資格)

第24条 PD公認競技会等に出場する選手は、PD資格保持者もしくはそれに相当する選手でなければならない。 ただし、大会要項に記載され内容でJDSFが公認した場合はそれに従う。

また、海外からの出場選手については、WDSF PD登録選手であることを原則とする。

(選手登録)

- 第25条 PD公認競技会等に出場してランキング取得する選手の選手登録については、次のとおりとする。
 - 1 登録選手は毎年選手登録更新をしなければならない。
 - 2 選手は原則としてカップル登録しなければならない。
 - 3 カップルの登録は男性と女性とする。同性同士のカップルの登録は認めないものとする。

(選手の移籍)

- 第26条 選手の移籍等については、次のとおりとする。
 - 1 現に所属登録している団体から、他の団体に移籍しようとする場合は、その両団体の承認を得なければならない。ただし、問題が生じた場合はPD本部の裁定に従わなければならない。

(出場の申込等)

第27条 PD公認競技会等の出場申込書は、PD標準様式とする。

(服装規程)

第28条 PD公認競技会等の服装規程は、WDSF服装規程によるものとする。

(背番号)

第29条 背番号はいかなる折り込みも禁止とし、受け取った形状を変えてはならない。

(リフト)

第30条 リフトはいかなる場合も禁止とする。

第7章 PD公認競技会等

(スタンダード、ラテン、10ダンスの区分)

- 第31条 PD公認競技会等は、スタンダード部門とラテン部門、および10ダンスとに区分する。 (公認競技の成立)
- 第32条 PD公認競技会等は、3組以上の選手のエントリーを要する。そのうちPD登録選手は最低1組のエントリーを要する。なお、競技成立には、出場組数最低2組を要する。 (競技の実施は可とする)

第8章 ランキングポイント付与

第33条 PD公認ランキングポイント競技会(全日本PDダンススポーツ選手権、PDグランプリカップ)におけるランキングポイントは、総合成績順位に従い以下の表に記載されたポイントを付与する。

13位以下は12位のポイントから予選落ち順位のポイントまで1点ずつ減じる。

同順位の場合は、該当順位のポイント同順位全組に付与する。(例:同点2位が2組の場合は、2位のポイントを2組に付与する。準決勝チェック数同点7位が3組以上の場合は、7位のポイントを3組に付与する。)

出場組数	96 組以上	48 組~95 組	24 組~47 組	12 組~23 組	11 組以下
順位	(+20%)	(+10%)	0%	(-10%)	(-20%)
1位	120	110	100	90	80
2位	115	105	95	85	75
3位	110	100	90	80	72
4位	105	95	85	75	70
5位	100	90	82	73	66
6位	95	85	80	72	64
7位	85	80	70	65	55
8位	80	70	65	60	52
9位	75	65	60	55	48
10 位	65	60	55	50	44
11 位	55	50	45	40	36
12位	45	40	35	30	-
予選(22 位の例)	35	30	25	20	
以下	47 位以下 10	42 位以下 10	37 位以下 10		

- 第34条 PD登録選手のみを対象とする。PD登録選手以外の選手が出場した場合、PD登録選手の順位は繰上 げされない。
- 第35条 PD登録選手の年間ランキングの獲得ポイントは、各対象競技会で獲得したポイントの内上位3競技会のポイントの合計とする。
- 第36条 海外派遣などで年間ランキング上位の組数を限定しなければならないときのランキングの同点処理 は、次の順序で決定する。
 - 1) 公認欠場の多い選手。

公認欠場の意味:対象競技会が国際代表派遣競技会(以下派遣競技会という)に重なった場合 (派遣競技会開催日±2日を含む)

2) 該当競技会すべての合計点の多い組

以上の結果において、まだ同点の場合はPD競技部で決定する。

第37条 PD公認ブロックランキングポイントは、別途定める。

第9章 その他の規定

(外国人審判員及び選手等)

第38条 PD審判部及びPD競技部の承認を得ないで、PD公認競技会等のために海外から審判員及び選手を招聘してはならない。

(異義の申立て)

- 第39条 本規程又はその決定に異義の申立てをしようとするPD登録選手、PD登録審判員は、所属PDブロック運営委員会、所属団体名、住所、氏名、電話番号等を明記の上、PD本部にこれを申し出ることができる。 (規程外の処理)
- 第40条 本規程に定めのない事項については、JDSF競技関連規程を準用する。 また、JDSF競技関連規程の定めのない事項については業務執行理事会が別に定めるものとする。

第10章 附則

(施行月日)

- 第41条 本規程は、平成30年1月1日から施行する
- ※ 本規程で使われる以下の文言の解釈について

- 注1 「原則として」: 規則としては守らなければならないが、諸般の事情によっては、規則の根本がゆがめられない範囲で、多少の変更を認めることを意味する。
- 注2 エントリー数は、出場申込み組数とする。

PD 公認競技会

PD 競技規程細則

本細則は、競技実施上において PD 競技規程に規定がなく、正当性及び公平性を欠く恐れのあることについて 定めることを目的とする。

(同点の処理)

第1条

PD 競技会において同点が出た場合に関する処理について 原則以下のような基準とする。

- 1) 決勝戦への進出組数が同点により、7組以上になった場合
 - ① 7~9組の場合 同点決定戦を行わないで決勝戦を行う。 但し、6組に限定する必要が生じた場合に、正規の審判員とは別の補助公認審判員のチェック数を用いることは可とする。
 - ② 10組以上になった場合は同点決定戦を行う。
- 2) 準決勝への進出組数が同点で13組以上になった場合は、同点決定戦を行わないで全組で準決勝を行う。

(判定の禁止)

第2条

決勝進出組決定の際に前の予選に遡って判定することは行わない。

(採点入力ミス)

第3条

採点管理長は、採点入力のミスを未然に防止するための対応として、入力者の他にチェック者を配置するなど二重チェックの体制で入力を行うようにする。

(順位の判定)

第4条

決勝戦において、たとえ1競技種目でも1曲すべてフロア外にいて演技をしなかった場合は、総合成績で最下位とする。

PD競技関連規程 重要表現説明

部門:スタンダード部門、ラテン部門

競技の成立:同第32条

PD 公認競技会等は、3 組以上の選手のエントリーを要する。

PD 登録選手は最低 1 組以上のエントリーを要する。 なお、競技成立には、出場組数最低 2 組を要する。

原則として:規則としては守られなければならないが、諸般の事情によっては、規則の根本がゆがめられない 範囲で、多少の変更を認めることを意味する。 例) P3 第 25 条 2 選手は原則としてカップル登録しなければならない。

エントリー数:出場申込み組数とする。

成績とは競技終了後の公式な最終成績を指す。

出場組数とは競技会当日の選手受付を終了しカップルでフロアーに立った組数とする。

[PD 競技会主催者へのガイドライン]

PD 公認競技会等会主催者は、以下のことを遵守して競技会を運営する。

- 1 大会運営全般に関すること
 - ① PD 競技規程を遵守する。
 - WDSF 公認競技においては WDSF 規程を遵守する。
 - ③ 開催申請書、大会要項は定められた様式を用いる。
 - ④ ダンススポーツ競技に適した会場であること。(フロアの広さ、床の状態等)
 - ⑤ スムーズな司会進行に努めること。
 - ⑥ 競技開始時間及び終了時間はできるだけ、選手にとって、参加しやすい時間にする。 特に遠方からの参加選手のため、宿泊日を最小限にできるよう配慮する。 また日曜日の競技会において、その日のうちに各選手が帰宅できるように配慮するのが望ましい。
 - ⑦ 規程に決められている以外で、その大会のみのルールを適用する場合は、チェアパーソン注意の連絡時 に選手へ徹底させること。
- 2 審判員に関すること
 - ① PD 公認審判員の拘束時間は審判員集合時間から 7 時間を基本とし、その日当は原則 10.000 円とする。
 - ② 上記時間内に食事時間を、30分以上設けることとする。
 - ③ 拘束時間の延長をする場合には、主催者の判断による
 - ④ 大会前に審判員に来場時間と会場までの案内図、タイムスケジュール等を通知すること。
 - ⑤ 事前に審判員の服装、会場の空調設備の有無について連絡する。 服装については、正装又は平服(審判員用ネクタイもしくはスカーフ着用)のどちらかにする。
- 3 大会要項の注意事項に記載すべき細目事項
 - ① 選手受付時間の明示(また、選手が事前に交通機関や宿泊先を確保できるように、前泊・後泊の必要性を示すことを推奨する。)
 - ② リダンスを行う場合はその旨を記載すること。
 - ③ 決勝戦でソロ競技を行う場合。
 - 4 ヒールカバー着用を義務付ける場合。
 - ⑤ 駐車場のない場合はその旨の記載。
 - ⑥ スタンダード、ラテンの重複出場の可否。
- 4 大会前に選手に伝えるべき事項
 - ① 招待選手、シード選手には、その旨の通知。
 - ② 締切り後或いは当日に欠場する場合に連絡すべき連絡先。
 - ③ やむをえず、大会要項に記載してある事項に変更があった場合。
- 5 タイムスケジュールを組む場合には以下のことに配慮をする。
 - 種目の順番はで定められた順番に従うこと。
 - ② 1種目ごとにヒートチェンジを行うこと。
 - ③ 最終予選は、フリーパスの場合以外は2ヒートで行うこと。また予選は、1ヒート当たり8アップ以下で行うことが望ましい。
 - ④ 選手の疲労を考慮して、競技区分によるラウンド間の休憩時間を最低 15 分はとること。
 - ⑤ 審判員の疲労・健康を考慮し、60~90分毎に10~15分の休憩時間を設定すること。
- 6 その他
 - ① 曲の速さにばらつきの無いようにすること。
 - ② ヒートチェンジの際に事故防止のため、前のヒートの選手が退場したことを確認後に曲を流すこと。
 - ③ 背番号のスポンサー・主催者名等の折込みや、形状が変わるような折込みは禁ずる。